

# 地方税統一 QR コードの活用に係る検討会

(令和3年度第2回)

令和3年10月14日(木)

14:00～16:00

オンライン開催

## 次 第

### 1 開 会

### 2 議 題

- ・ 構成団体より検討状況報告
- ・ 運用開始に向けた課題等について

### 3 閉 会

#### [ 資 料 一 覧 ]

資料1 第1回検討会への意見・回答

資料2 地方団体における検討・対応状況

資料3 MPN推進協議会及び運営機構における検討・対応状況

資料4 運用開始に向けた課題等について

番号	区分	意見	回答
<p><b>納入済通知書・原符の保管・回収</b></p>			
1	地方団体	<p>金融機関での情報保存について、ページ番号2において省力化を意図する電子化を許容したい記載がある。一方でページ番号4において、課税案件の特定が困難な場合、団体から金融機関へ問合せせる運用の記載がある。</p> <p>当県では現状、コンビニ収納代行の際にバーコードを利用しているが、データ化作業でのヒューマンエラーに起因する事故が発生している。（類似の納付書2枚のうち、1枚目をバーコードで2回読み取り、2枚目を読み取らずに収納してしまった。結果、データ上では、1枚目は過誤納、2枚目は未納となっていた。）</p> <p>その際の調査では、紙の納入済通知書とデータを照合する必要があった。</p> <p>QRコードであっても同様のこと起こりえるので、ヒューマンエラー・書面汚損等で、正しくデータ化できない場合に備え、元の納付書の情報（原本が難しければイメージデータ等、手入力ではないもの）は、1会計年度程度、保存されるべきである。</p>	<p>【事務局】納入済通知書等及びその記載事項の保管については、地方団体における消込みや、金融機関において一定期間経過後の地方団体からの照会に確実に対応いただく観点、関係機関における事務負担の軽減の観点から、構成団体からいただいた意見も踏まえ、地方税共同機構から具体の日数等を提示予定です。</p>
2	金融機関	<p>・「数日間程度保管が必要」と問われている「納入済通知書・原符またはイメージデータ」の保管は、金融機関にとつて大きな負担になる（個人情報情報の保管になるため厳重な管理が必要、データ保管システムの改修が必要、行内での納入済通知書の回付を廃止できない）ため、保管自体を不要とするか、極力短期間（地方団体での消込作業が完了するまでの数日間程度等）としてほしい。</p> <p>既存バーコードと異なり、地方団体で必要な情報を全て網羅するよう作られたQRコードに格納された情報で、納税情報の確認は十分にできると判断できるため、イメージデータを含めて、保管は不要と考える。</p>	<p>&lt;原本又はイメージデータの保管について&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・例えば、金融機関において古い納付書をもとに収納を受け付けたものの、地方団体において課税案件との紐付けが困難な場合などに、金融機関に問合せをすることが考えられます。地方団体における消込みによる期間は、金融機関に原本又はイメージデータの保管をしていただきますようお願いいたします。</li> <li>・地方団体からは、長期的な保存を求めたい見もありますが、金融機関において確実な読み取りを行っていただくことを前提として、それでもなお発生する収納事故等については、納税者が保管する領収証書の確認等により対応いただくものと考えております。</li> <li>・なお、MPN仕様においては、最低5営業日の保管が必要とされているところです。</li> </ul>
3	金融機関	<p>・「金融機関は、地方税共同機構及び地方団体からの照会に対応するため、納入済通知書記載事項（領収日付を含む。）の情報を数年間保管する。この場合において、保管の媒体は問わない。」とあるが、何らかの保管を金融機関が行うのであれば、結局負担が軽減されないのではないかと懸念。</p> <p>このため、地方団体での保管が可能についても、ご検討頂きたい。</p> <p>また、金融機関で電子媒体の保管が必要な場合であっても、その保管期間については最低限としていただきたい。</p> <p>あわせて、金融機関が納入済通知書・原符本体の保管を行う場合であっても、その保管期間は、地方団体における消込が行われるまでのごく短期間に限定していただきたい。</p> <p>上記について、MPNの仕様にある最低5営業日の保管をベースとすることが可能か、ご検討頂きたい。</p>	<p>&lt;納入済通知書記載事項の保管について&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地方団体から金融機関に対し問合せを行うことが考えられることから、収納事務を受託する金融機関においても一定期間、収納情報の保管をしていただく必要があると考えます。</li> <li>・なお、MPN仕様においては、収納金融機関において、問合せ等の際に調査可能である状態で、取引データを7年間保存することとされているところです。</li> </ul>
4	金融機関	<p>「地方税共同機構及び地方団体からの照会」（納入済通知書の記載事項の情報）とあるが、具体的にどのような照会が想定されるのか。</p> <p>納税に係るQRコードのデータはMPNセンター経由で地方公共団体へお渡ししており、地方公共団体が把握している以上の情報を金融機関が保管していないと考えます。</p> <p>「地方税共同機構及び地方団体からの照会」（納入済通知書・原符本体又はイメージ）は前記と同様にどのような照会が想定されるのか。</p> <p>地方税統一QRコードで収納した公金は、公金検査で原符又はイメージデータの提出を求められることはない認識でよい。</p>	<p>&lt;納入済通知書記載事項の保管について&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地方団体から金融機関に対し問合せを行うことが考えられることから、収納事務を受託する金融機関においても一定期間、収納情報の保管をしていただく必要があると考えます。</li> <li>・なお、MPN仕様においては、収納金融機関において、問合せ等の際に調査可能である状態で、取引データを7年間保存することとされているところです。</li> </ul>
5	金融機関	<p>・コンビニ事業者にて現状実施しているバーコード収納についての「済通知書」の運用方法が、どの程度本件の考え方に影響を及ぼすかが不明。積極的に平仄を取る必要があるのであれば、その旨ご説明いただきたい。いずれにしても、5年は長すぎると考えるため、再考いただきたい。</p>	
6	金融機関	<p>原符・済通の保管（本体またはイメージデータ）について</p> <p>・「地方団体からの照会に備え、数日間程度（地方団体における消込が行われるまでの間）は、納入済通知書・原符本体又はイメージデータの保管が必要」とされているが、QRコードに格納されている情報により、消込が行われるまでの間の地方団体からの照会に対応が可能であれば、本体またはイメージデータの保管は不要と考えられる。</p> <p>・については、どういった必要性から本体またはイメージデータの保管が必要となるのか、その詳細を明らかにしていただきたい。</p>	

番号	区分	意見	回答
7	金融機関	<p>・「数年間保管する」とされる「納入済通知書（領収日付を含む。）の情報は、地方税統一QRコードから読み取った格納データのみで差し支えないか。</p> <p>「納入済通知書記載事項（領収日付を含む。）」について</p> <p>・現在、「納入済通知書記載事項（領収日付を含む。）の情報を数年間保管する。この場合、保管の媒体は問わない」とされているが、具体的にどのような情報を保管する必要があるのか、詳細を明らかとしていただきたい。</p> <p>・例えば、本スキームでは、MPN一括伝送フォーマット（収納日データを含む。）を作成し、地方共同機構に送付することとなる理解だが、当該送付データを保管することで差し支えないのが等、必要となる情報について確認したい趣旨である。</p>	<p>【事務局】 納税義務者名を含む全ての情報を保管いただくことが望ましいですが、最低限、MPN一括伝送データに含まれる内容に係る情報を保管してください。</p> <p>なお、本検討会の検討対象ではありませんが、現在、「支払者」の氏名・連絡先を控えている金融機関もあつており、トラブル防止の観点からは、今後も金融機関任意の取組として、納入済通知書記載事項（領収日付を含む。）の情報の保管のほかにこうした情報を保管していただくことも有効であると考えます。</p>
9	金融機関	<p>・「納入済通知書記載事項（領収日付を含む。）の情報を数年間保管する。この場合において、保管の媒体は問わない」と記載があるが、例えばMPNのクリアリングより取得したデータを保管するという方法も想定してよいか。</p>	
10	金融機関	<p>・「eLTAXを経由した収納については、特定のフォーマットに従った納付情報が電子的に送付されることから、金融機関から地方税共同機構・地方団体への納入済通知書の回付は不要」となる想定である。</p> <p>その場合、回付不要な納入済み通知書についてQRコードの読み取り漏れや二重読み取り防止の観点から、銀行任意の位置に「処理済」等のゴム印表示や機械印字は可能か。</p>	<p>【事務局】 地方団体からの照会に対処可能な限りにおいて、差し支えないものと考えます。</p>
11	金融機関	<p>QRコード読み取り済の流通（原本）の管理方法について</p> <p>・読み取り漏れや二重読み取り防止の観点から、処理済みの流通に対して、金融機関任意の場所に「処理済み」などのゴム印表示や機械印字を行っても良いか確認したい。</p>	
<b>現行の納入済通知書・原符の保管期限の見直し</b>			
12	金融機関	<p>・統一QRコード付納付書の取扱いと併せて、現行、金融機関で保管している原符（領収控等）の保管期間の見直しを検討いただきたい。具体的には、統一QRコード付納付書と同様、消込作業が完了するまでの短期保管としていただきたい（各地方団体により保管期間は異なるが、地方団体に受渡している納入済通知書と同じものを金融機関で保管しているもの、各地方団体からの照会をほぼばない）。</p>	<p>【事務局】 各地方団体における事務に支障のないよう、各地方団体において適切に検討されるものと考えています。</p>
<b>地公体窓口収納における納入済通知書と原符の取扱い</b>			
13	金融機関	<p>・現行、地公体庁舎の窓口で収納された納付書の納入済通知書と原符が納税資金とともに指定金融機関に持ち込まれる場合があるが、こうした取扱いは、地方税統一QRコードの導入を機に廃止してほしい。</p>	<p>【事務局】 地方税統一QRコードの活用開始後の事務手続については、各地方団体において検討されているものと認識しています。</p>
<b>「支払期限」経過後の取扱い</b>			
14	金融機関	<p>・金融機関で支払期限後の納付書をQRで対応できないようになると、紙の済通知書の回付をする必要性があることから負担が大きくなるため、資料の記載のとおり、支払期限経過後の納付書も金融機関では一律、QRによる収納ができるようにしていただきたい。</p>	
15	金融機関	<p>・金融機関窓口納付について、記載のとおり、支払期限経過後もQRコードでの納付を可能とするようお願いしたい。</p>	<p>【事務局】 第1回検討会でお示ししたとおり、金融機関窓口納付については、支払期限後であっても、地方税統一QRコードから読み取った情報をeLTAX経由で地方団体に送付することとしております。</p>
16	金融機関	<p>・「支払期限」経過後の取扱いについては、資料に記載のある期限経過後も金融機関での収納を可能とする案を採用いただきたい考えで、可能な限り早期に取扱方法を確定していただきたい。（郵便局の収納可能エリアを判断する重要な要素であり、当行の事務処理フローの確定に大きく影響するため。支払期限経過後のものも受付可能であれば、どの地方公共団体の公金でも全国の郵便局で収納を可とする方向性を検討しやすくなる。）</p>	

番号	区分	意見	回答
17	金融機関	<p>「支払期限」経過後の取扱いについて</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・期限経過後の納付書についても、金融機関窓口で受け付ける場合は、受付後、後方の事務センター処理の場面で判明すること等も考慮し、通常処理と同様に受け付けて問題ないと思われるが、一方で、他チャネルの場合は、期限経過後の取扱いは不可とされている認識である。</li> <li>・この点、他チャネルで受け付けられなかった場合、金融機関窓口では処理が可能であることから、当該者が金融機関窓口で納付のため来店することが想定されるが、そもそも「支払期限」経過後の納付書であり、本来的には受け付けるべきものではないところ、他チャネルで「受付不可」とする場合、例えば、地方団体に對して照会いただきたい等の案内もあわせて行っていただく必要があると考える。もしくは、その納付書を破棄して差支えないなら、そうした指示を明確に納付者に行うべきかと考えるが、何かしら本件について検討している事実があれば、確認させていただきたい。</li> </ul>	<p>【事務局】 地方税共同機構とも連携し、各地方団体において適切に対応されるよう、地方団体に対する周知等を行って参ります。</p>
<b>延滞金の取扱い</b>			
18	金融機関	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地方団体が延滞金の計算を行い、当該延滞金に係る納付書を別途発行することが「基本」とされているが、例外なく、そのように対応いただきたい（「基本とする」という文言を削除いただきたい）。金融機関窓口における延滞金の加算取納を容認することは、QRコードによる取納の普及を妨げるものであり、元の木阿弥になりかねない。</li> <li>・「地方団体が収納日をもとに延滞金の計算を行い納付書を別途発行することを基本とする」と記載されているが、現行では金融機関で、督促料や延滞金を個別に徴求しており、取扱の継続を求める声が多いのが実情である。</li> <li>ついては上記基本方針のもと進めるのであれば、地公体・金融機関それぞれに対する処置をお願いしたい。</li> </ul>	
19	金融機関	<p>延滞金等徴収のための納付書再発行システム準備や、延滞金自動計算システムの導入など、管理形態整備にかかる国からの予算措置をお願いしたい。</p> <p>（地公体に対して）</p> <p>金融機関⇄自治体間の交渉具合等によって、（自治体の継続意向を尊重して）延滞金等徴収を取り扱う/取り扱わないといった差異が生じないよう、「全国・全金融機関一律の取扱規定」の策定をお願いしたい。</p>	
20	金融機関	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「地方団体は、収納受付金融機関が一括伝送フォーマットに従い送信する「収納日」（納税者が金融機関に支払った日）をもとに延滞金の計算を行い、当該延滞金に係る納付書を別途発行することを基本とする。」とあるが、例外を設けず、一律に別途発行としていただきたい。</li> </ul>	<p>【事務局】 個別の地方団体、金融機関の交渉の中で、従前の取扱いを継続することまで排除するものではありませんが、地方税統一QRコードを活用したeLTAX経由の取納については、地方団体が延滞金の計算を行い、当該延滞金に係る納付書を別途発行することになります。</p>
21	金融機関	<p>延滞金の取扱いについて</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「地方団体は収納受付金融機関が一括伝送フォーマットに従い送信する「収納日」（納税者が金融機関に支払った日）をもとに延滞金の計算を行い、当該延滞金に係る納付書を別途発行することを基本とする」とされている。</li> <li>・この点、本年6月末に公表された「地方税におけるQRコード規格に係る検討会 取りまとめ」においても延滞金等の計算を行い、QRコード格納金額に加えて収納する取扱いを全国一律で導入することはしない旨、明記されている認識である。</li> <li>・さらに、今回のQRコードによる取納は、金融機関と地方税共同機構との契約であり、一律の契約内容となる理解であるところ、延滞金の取扱いについては、この一律の契約内容において措置することは出来ず、延滞金の取扱いは事実上、QRコード収納を金融機関窓口で行う場合も不可能であり、仮に行われる場合は、契約外の取扱いとなると考えるが、本認識について相違ないか確認したい。</li> <li>・また、認識相違ない場合、契約外の取扱いとして、地方団体から個別金融機関に対し、延滞金の取扱いについて対応を求められる懸念もあることから、QRコードによる取納の場合、延滞金の取扱いを金融機関窓口で行うことは出来ない旨、地方団体に対して周知等を検討いただきたい。</li> <li>・なお、その場合、地方団体は延滞金徴収のための納付書再発行システムの整備もQRコード対応に係り必要となる認識であり、当該対応に当たって、地方団体への予算措置が検討されているか、念のため確認させていただきたい。</li> </ul>	

番号	区分	意見	回答
<b>一括伝送データの運用ルール「送信期限」</b>			
22	金融機関	一括伝送データ送信期限等の運用ルールについて、「事務センター（後方）での取りまとめ日（データ作成日）から起算して〇営業日まで」に送信する」といった取扱いとさせていただきます。 山間地や島しょ部を含めて全国の店舗で取り扱った納入済通知書を事務センターに郵便で送付する場合、営業時間や郵便事情等により、一律、窓口収納日を起算日としたルールに対応することは困難であるため。 ・消込データの送信期限は、現在個別地公体と実施しているMPN一括伝送方式でも、遠隔の営業店取扱分については2営業日を要しているもので、2営業日は必要と史料。 ・現時点において事務フローは確定していないが、納入済通知書を店頭から事務センターに集約して事務処理することを想定した場合、消込データの送信には、受付から最低2営業日は必要。 ・店頭から事務センターへの郵送は最大2営業日必要だが、さらに1営業日程度余裕があると望ましい。 ・eLTAxへの伝送期日は「収納日の翌営業日中」となっているが、伝送期日の廃廃はできないか。 事務センターで収納データを伝送する想定をした場合、離島地区や県外地区の営業店から事務センターに済通知書が届くのに時間を要する。さらに、台風等の災害によっては船舶や航空等の交通麻痺が発生するため伝送期日を縛られると運用が難しくなる。 したがって、銀行で収納データができ次第、伝送するといった柔軟な対応の検討をお願いしたい。	
23	金融機関		
24	金融機関		
25	金融機関		
26	金融機関		
27	金融機関	・現時点で「消込データの送信期限」について、具体的にどの程度期間を要するかの判断はできかねる。	
28	金融機関	・消込データの送信期限について、店頭での受付日から4営業日程度は確保するべきと思われる。 － 店頭で受け付けた納付書を郵送やメール便等により事務センターに集約したうえでQRコードの読み込みを行う場合、遠隔地からのデリバリーを考慮すると、4営業日は必要と思われる。	<b>【事務局】</b> 第2回検討会にて議題とさせていただきます。
29	金融機関	一括伝送データの運用ルール（送信期限）について ・可能な範囲で会員銀行に確認したところ、概ね、2営業日（収納受付日をN日として+2営業日）程度必要との回答が多い状況であった。 ・ただし、一部金融機関においては、遠隔地から事務センターへの郵送が必要となること、災害等ではないが、少しのトラブルにより遅延した場合、2営業日であっても難しい懸念があり、可能であれば3営業日が望ましいとの意見もあった。 ・また、非常時における対応（災害等）については、想定も仕切れず、都度対応とならざるを得ないと考えられるところ、そうした際の対応方針についても、今後検討が必要と考える。 ・なお、一部金融機関では、窓口においてQRコードを読み込むため、送信期限についてあまり問題にはならないとする金融機関もあった。	
<b>QRコードの印字・読取</b>			
30	地方団体	本団体においては印刷する票毎に、プリンタdpiが異なる想定である。そのため、セルサイズ及びドット数についても票毎に異なる想定だが、QRの読取をされる金融機関様で懸念等があればご教授いただきたい。	<b>【事務局】</b> 地方税におけるQRコード規格に係る検討会取りまとめの中で、QRコードの生成条件をお示ししているところですが、セルサイズやドット数については、この条件を満たす範囲で各地方団体ごとに異なることが想定され、同一地方団体の帳票ごとに異なる場合も問題ないと考えますが、今後、本件に関し金融機関から懸念が提示される場合には、早期に情報共有いたします。
31	金融機関	・地方税統一QRコードの読取りテストについて検討するべきではないか。 － 新規に読み取り機能を追加する必要があるためテストは必須と考える。 共通的なサンプルを作成し金融機関に配付し確認するか、各金融機関にて地元自治体よりサンプルを取り寄せテストするか等、方向性を決めていただきたい（1か所でOKなら全国の自治体でOKとしてもいいか等）。 － 万一本番で読み取りが出来なかった場合の対応についても取り決めが必要ではないか。	<b>【事務局】</b> 第2回検討会にて議題とさせていただきます。

番号	区分	意見	回答
32	金融機関	QRコードへの表示は「地方税統一QRコード」であることが分かるような表示にしてもらうことを要望したい。 特に、MPN標準帳票のように固定の場所にQRコードが印字されるものはよいが、地方税統一QRコードの取扱い対象ではない公金の納入済通知書に地方公共団体独自のQRコードが印字されることがあれば、窓口で受付可否の判断が難しくなる。	<b>【事務局】</b> 第1回検討会でお示したとおり、納入済通知書及び原符の表面には、地方税統一QRコード以外のQRコードを印字しないこととしております。このほか、第1回検討会における意見を踏まえ、「地方税統一QRコードであることが分かるような表示」についても検討して参ります。
33	ベンダー	税務システム標準仕様書1.0版の帳票要件には、納付書としてマルチペイメント統一様式、払込取扱票、圧着ハガキが定義されています。本検討会等でマルチペイメント統一様式、払込取扱票はQRコードの印字位置等の検討がされていますが、圧着ハガキは検討されていません。圧着ハガキの納付書についても検討していただきたく、ご検討のほどよろしくお願いたします。	<b>【事務局】</b> 圧着ハガキの納付書については、税務システム標準化の中で検討されておりますが、令和5年度の時点では、様式の統一化が困難であり、QRコードの印字位置についても統一的な検討を行うことが難しいと考えております。 令和5年度時点では、各地方団体において、関係機関と印刷位置も含めて調整を行っていただくようお願いいたします。
34	ベンダー	納付書様式の変更に伴い、コンビニバーコードの読取テストが必要になると思われます。効率的にテストを進めるために、コンビニ収納代行会社ごとにバラバラになっているテストの条件（準備する納付書の枚数や金額のパターンなど）の統一をお願いできそうですでしょうか。	<b>【事務局】</b> 関係機関に対し、検討を依頼しております。その結果については、必要に応じて情報共有いたします。
35	金融機関	・eTAX改修等の検討状況の報告P2「QRコード破損等による読み取りエラー時の処理方法」も早期に内容を確定させてほしい。（金融機関が後方でQRコードを読み取った際に破損が判明した場合は、納入済通知書の情報を地方公共団体に電話連絡し、QRコードが印刷された納入済通知書を再発行してもらいたい収納するといった方法はいかがでしょうか。）	<b>【事務局】</b> 第2回検討会にて議題とさせていただきます。
<b>二重納付発生時の対応</b>			
36	金融機関	・二重納付が発生した場合には、地公体側で対応いただく（還付手続きを行う）ルールとしていただきたい。	<b>【事務局】</b> 二重納付が発生した場合には、地方団体側で還付手続きをするものと認識しております。
<b>収納手数料等</b>			
37	金融機関	・QRコードを用いた収納手数料については、金額によって取組みの可否を判断したいという金融機関もあり、また地公体側でも予算確保の都合があると思われるため、早急な決定を是非願いたい。	
38	金融機関	・QR読取りに係るシステム対応、MPNへの一括伝送対応等、金融機関のコスト負担は大幅に増加する。地方税共同機構からいただく収納手数料はこうした負担増加を踏まえた水準に設定されるよう要望願いたい。	<b>【地方税共同機構】</b> 収納手数料を含め、一括伝送の取扱い条件を可能な限り早期にお示しできるような検討を進めて参ります。
39	金融機関	収納委託手数料を早期に示していただきたい。（今後のシステム開発（非対面チャネル、窓口でのQR収納等）を検討する上で重要な要素であるため。）	
<b>一括伝送方式事前取決事項</b>			
40	金融機関	・「一括伝送方式事前取決事項の例」として「4. 派出収納等のケースで収納済請求書をオンライン消込できない場合の運用」、「10. 詳細表示・詳細印字の実施有無」、「11. 通帳印字内容」が挙げられているが、どのような内容を想定しているのか。一括伝送方式の場合、これらはそもそも不要ではないか。	<b>【地方税共同機構】</b> 一般的な事前取決事項の例示をさせていただきますましたが、ご認識の通り、本件において検討不要項目です。
<b>QRコードへのURLの格納</b>			
41	金融機関	・QRコード格納項目の項番10「拡張領域」の考え方に、「今後、必要性が生じた場合に必要項目をセットする。eTAXのURL格納を将来的に検討。」という記載があるが、URLのデータ内容（記号の有無等）、エンコード方式を教えたい（システムベンダーより問い合わせがあったもの）。	<b>【事務局】</b> 現時点では未定です。

番号	区分	意見	回答
<b>対象税目</b>			
42	金融機関	<p>対象税目について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・QRコード活用による効果を最大化するためには、幅広い税目・料金における対応が必要と考える。その他省庁との調整も必要という認識だが、積極的に検討いただきたい。</li> <li>・なお、申告税目については、税目確定のタイミングの関係から、対応が難しい旨が当初より指摘されている理解であり、まずは普通徴収の税目・料金（賦課税目・料金）がターゲットとなるものとする。</li> </ul>	<p>【事務局】 地方税での活用については、地方団体が希望する全ての税目について活用可能となるよう、検討を進めて参ります。地方税以外での活用については、各制度を所管する関係省庁との協議を継続してまいります。</p>
43	金融機関	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地方税統一QRコードの対象税目の早期拡大や、介護保険料や水道料等の自治体が発行する全納付書にQRコードを付けることが早期にできるように関係省庁との調整や法令の改正を進めてもらいたい。</li> </ul>	
<b>帳票の統一化</b>			
44	金融機関	<ul style="list-style-type: none"> <li>・MPN標準帳票への納付書統一化を2023年度から実施できないか。自治体は何度も納付書を改定すると改修負担が重くなると想定される。また、金融機関側も納付書が統一化されることで事務負担軽減を図ることができる。</li> </ul>	<p>【事務局】 全団体の納付書を令和5年度に統一化することは困難と考えております。今後、令和7年度を目途に行われる税務システム標準化の検討の中で、様式の統一化についても検討を進めてまいります。</p>
<b>事務フローの統一化</b>			
45	金融機関	<ul style="list-style-type: none"> <li>・金融機関における事務フローと自治体における事務フローの基本形を定めるべきではないか。</li> <li>- システム設計にあたって、お互いのフローの基本形を共有することによって、より進捗が図られるのではないか。</li> </ul>	<p>【事務局】 一括伝送方式に係る取扱条件等は、MPNの契約ルール（D方式）に基づき、今後、地方税共同機構において示される予定ですので、それを踏まえ、それを踏まえ、各金融機関、地方団体にて事務フローのご検討をお願いいたします。</p>
<b>一括伝送方式導入手順の提示等の支援</b>			
46	金融機関	<p>一括伝送方式への対応にあたり、MPNの契約ルール（D方式）に基づき地方税共同機構が取扱条件を開示のうえ、各金融機関は承諾・回答書を機構に提出するとある。</p> <p>令和5年度からの地方税の納付における統一QRコードの活用に向け、各金融機関は一括伝送方式の導入等のシステム改修が必要となるが、地方税共同機構の取扱条件によりシステム改修の詳細事項が提示されるのか。</p> <p>当業界においては、MPNを業界共同システムにより対応しているが、窓口システムにおける一括伝送方式を導入していいことから、窓口システムへの一括伝送方式のチャネル追加への対応が大きな課題となっている。</p> <p>地方税統一QRコード規格に係る検討会の取りまとめでは、一括伝送方式の導入にあたり、「マルチペイメントネットワーク運営機構は、一括伝送方式に新たに対応する金融機関に対し、導入手順の提示などの支援を行う。」とあるが、令和5年度からの円滑な運用開始に向けて、システム対応に要する相応の期間を確保するため、今後の具体的な導入手順及び改修事項等の詳細について、早急に提示いただきたい。</p>	<p>【事務局】 第2回検討会において、マルチペイメントネットワーク運営機構より、現在の検討状況等について報告をいただきました。</p>
<b>スマホアプリ等からのデータ伝送</b>			
47	金融機関	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地方税統一QRコードを用いてスマートフォン（スマホ決済アプリ、バンキングアプリ）で地方税の収納を行った場合、収納データをMPN一括伝送で送信することは可能と考えるとよいのか。パソコンのインターネットバンキングで収納した場合も同様か。</li> </ul>	<p>【事務局】 金融機関の提供するスマホ決済アプリ、インターネットバンキング等において、地方税QRコードを用いて収納を行った場合に、金融機関窓口での収納分と合わせて収納データをMPN一括伝送方式にて送信を行うことを妨げるものではありません。</p> <p>ただし、二重納付防止のため、来年春を目途に公開予定のインターネットフェイスイズ仕様をもとに、スマホ決済アプリ及びバンキングアプリからelTAXに対して、当該案件の納付可否を確認する仕様としていただくよう検討をお願いいたします。</p>

番号	区分	意見	回答
<b>その他</b>			
48	地方団体	本施策を進める上では各収納機関や全国の自治体が協力・連携して取り組むことが必要であると認識している。一方で、会議でも度々挙がっている金融機関窓口における手数料が今後増額となった場合、自治体が費用対効果を見出すことができず、導入を見送りたい等の声が多かった。現時点での考えを確認したい。（ある程度強制力を持って対応させるのか、不参加を容認するのか）	【事務局】 地方税統一QRコードについては、納税者の利便性向上や地方税務手続のデジタル化・効率化推進に資するものと考えており、総務省としては、今後示される手数料の多量にかかわらず、令和5年度から全地方団体・金融機関においてQRコードの活用を進めていただくよう、お願いして参ります。
49	金融機関	・地方税統一QRコード導入について、金融機関としても対応しているところであるが、地公体側の足並みに不安があり、今一度地公体に対して、対応必須である旨、明確な指示を行っていただくよう総務省にお願いしたい。	【事務局】 引き続き、地方団体、金融機関等における取組が着実に進むよう、取り組んで参ります。
50	金融機関	・集中部署でQRを読み取る場合は営業店の事務負担は現行とほぼ変わらないが、営業店で読取りを行う場合、窓口で行うにせよ後方で行うにせよ、QRコードを読み取るという事務が追加になる。特に窓口読取りの場合、QR付き納付書とQR無し納付書とで収納取扱い方法を分けなければならず、かえって事務が複雑化し負担が増加（「済通知書」と「データ」が併用）する点をご認識いただきたい。	【事務局】 読取りの場所については、各金融機関の事情を踏まえ御判断ください。本取組により、金融機関から地方団体への済通知書が不要となるなど、金融機関における事務負担軽減につながるものと考えています。
51	ベンダー	Q Rコード格納項目の項番05「課税年度」項番06「対象年度」についてL T A 発出の見積参考資料2.0版に記載された用語の定義と、税務システム標準仕様書1.0版における用語の定義に不整合が起きています。用語の統一をお願いします。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・見積参考資料2.0版 別紙4</li> <li>「課税年度」…調定を行った年度</li> <li>「対象年度」…課税対象となる年度</li> <li>・税務システム標準仕様書1.0版 50_13_用語集</li> <li>「賦課年度」…納税義務者に対し納めなければならない税額を決定及び通知した年度。</li> <li>「課税年度」…課税の事由となる根拠の発生した年度で、本来課税を行うべき年度。</li> </ul>	【事務局】 地方税共同機構と連携し、用語を統一します。
<b>eLTAXの仕様の早期開示</b>			
52	金融機関	・2022年4月の予定されているeLTAXのインターフェース公開時期については、可能な限り早めたい。そのインターフェースに基づき「ことら」が開発をかけることと認識しているが、「ことら」側の開発が遅れてしまうと、結果的に銀行界全体が2023年4月の開始に間に合わない可能性がある。	【地方税共同機構】 システム開発のスケジュール上、2022年4月にインターフェース仕様を公開する予定としていますが、
53	金融機関	・eLTAXとスマホ決済アプリを接続するためのAPIの開発について、APIの仕様が開示される時期は、2022年4月から6月とされているが、金融機関側のシステム対応を、よりスムーズに進めるため、システム仕様調整の段階からの情報の展開をお願いしたい。	正式な仕様公開に向けて可能な範囲で事前に情報展開させていただきたく思いますので、ご理解いただければと存じます。
54	金融機関	インターフェース仕様書公開（API）について <ul style="list-style-type: none"> <li>・2022年4月に予定されているeLTAXのインターフェース仕様書（API）公開について、接続する民間事業者（個別のスマホ決済事業者やスマホ決済インフラ（ことら等））の検討期間や開発期間も考慮し、可能な限り前倒しをお願いしたい。</li> <li>・納税者の利便性の観点からは、これらが2023年4月から本スキームに参加できるようにインターフェース公開スケジュールとなっていることが極めて重要だと考える。</li> </ul>	

番号	区分	意見	回答
55	金融機関	<ul style="list-style-type: none"> <li>・MPNと地方税共同機構間のシステム接続に関する仕様および各金融機関とMPNとのシステム接続に関する仕様の詳細に関する情報を早期に開示いただきたい。</li> <li>－ 会員各々のベンダーからは、MPN側の仕様が固まらないうちと開発に取り掛かれたいと言われている。共同システムを利用している場合でも、仕様が固まったところでないと、加盟期間での情報交換もできそうにない。</li> <li>－ 会員行には小規模行が多く、少人数での対応を余儀なくされている。要件定義などが見えていない中、どのような準備やチームで臨んでいかなければならないかが不安材料。</li> </ul>	<p><b>【地方税共同機構】</b> 現行の共通納税システムにおいてMPNのダイレクト方式・情報リンク方式等を活用しており、今回の一括伝送方式の活用につきましても既存のMPNの仕様に則り開発を進めてまいります。</p> <p><b>【MPN運営機構】</b> 各金融機関とMPNとのシステム接続については、既存の一括伝送方式に関する仕様と変わりありません。既存のMPN仕様書等でOCRで読取ると記載されている点をQRと読替えていただきます。ただし、QRコードから一括消込データを組み立てる際の設定値について既存仕様書上の取扱いが不明確であるというご指摘をいただいております、第2回活用検討会で資料を提示します。</p>
<p><b>無料ソフトウェア「NFdesk（仮）」について</b></p>			
56	金融機関	<ul style="list-style-type: none"> <li>・『eTAXを利用するための無料ソフトウェア「NFdesk（仮）」』とは誰（ユーザー）がどういった段階で使用するソフトウェアかの概要やリリース予定時期等を示していただきたい。</li> </ul>	<p><b>【地方税共同機構】</b> 「NFdesk（仮）」は賦課税目等をユーザーである納税者（個人及び法人）が共通納税システムで納付するために使用するWebシステムであり、リリース時期は令和5年4月の予定です。</p> <p>納税者は納付書が送付されたタイミングで、「NFdesk（仮）」にアクセスし、納付書に印字されたQRコードの読み取り又はキー情報入力等により納付対象の案件を特定します。</p> <p>納付対象の案件を特定後、支払方法（MPNダイレクト・情報リンク、クレジットカード）を選択し決済処理を行います。</p> <p>※「NFdesk（仮）」は、eTAXのIDを取得していない納税者もログインすることなく利用することができず。</p>
57	金融機関	<ul style="list-style-type: none"> <li>・パソコン操作・NFdesk（仮）について</li> <li>・「パソコン操作」についても、非対面で納付が完了し、納税者にとって利便性の高い方法となることが考えられるところ、検討を進めていただきたい。</li> <li>・一方、無料ソフトウェア（NFdesk（仮））については、パソコン操作での活用を実現するために新たに開発され、QRコードの読み取りによる納付操作機能を実装するとされているが、その具体的な内容は明らかとなっていない。</li> <li>・当該ソフトウェアと各金融機関で提供しているインターネット・バンキングが連携するかと思われるが、その場合、金融機関側でシステム開発負担が必要になるのか等、現時点の情報では、金融機関に影響が生じるものなのか検討が付かず、ついでには、本ソフトウェアの詳細（仕様・リリース時期等）について明らかになりたい。</li> </ul>	<p><b>【地方税共同機構】</b> 現在の共通納税システムにおいて既にMPNのダイレクト方式、情報リンク方式等に対応しており、新たな無料ソフトウェア「NFdesk（仮）」においても現行システムの機能を活用して令和5年4月から各金融機関のインターネットバンキングと連携する予定です。</p> <p>また、「NFdesk（仮）」においては、現行の共通納税システムの機能（MPN情報リンク方式）を活用してインターネットバンキングに対応することから、「NFdesk（仮）」とのインターネットバンキング連携のための金融機関側の対応は不要です。</p>
58	金融機関	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「パソコン操作」での活用を実現するための無料ソフトウェアと各銀行で提供しているIBと連携することで法人客の来店は減少できる可能性が高いことから、優先して取り組んでいただきたい。</li> </ul>	
59	金融機関	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「パソコン操作」での活用を実現するための無料ソフトウェアと各銀行で提供しているIBは、どのように連携するのか。また、この場合、銀行側のシステム開発負担は、どの程度になるのか。</li> </ul>	
60	金融機関	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「パソコン操作」での活用実現のため、無料ソフトウェア「NFdesk（仮）」を開発し実装する。」とあるが、金融機関側での読み取り対応については、あくまで各金融機関に任せられるため、同様の取組み（統一のアプリを開発し各行に展開等）は現状では検討段階にないという認識で合っているか。</li> <li>・金融機関全体で取組むのであれば、統一のシステムやアプリで対応しコストを下げるのが合理的と考えられるため、その対応について具体的に議論していただきたい。</li> </ul>	<p><b>【事務局】</b> 「統一アプリを開発し各行に展開等」の動きについては承知しておりますが、いずれにしましても、金融業界での対応については、引き続き金融業界において御議論・御検討いただくものと考えます。</p>

# 地方団体における検討・対応状況について

## 地方団体における検討・対応状況

- 地方税統一QRコードについては、総務省から地方団体に対し、「地方税におけるQRコードの規格に係る検討会」の検討状況や取りまとめ結果を周知するとともに、各地方団体における必要なシステム改修等の検討を依頼してきた。
- また、地方税共同機構から地方団体に対し、各地方団体のシステム改修に係る予算要求のための見積参考資料を提示するなどの支援を行ってきた。
- 今般、総務省において、市区町村における予算要求の状況を調査したところ、その結果は下記のとおりであった。各地方団体における検討が着実に進むよう、引き続き支援してまいりたい。

■地方税共通納税システム対象税目拡大（地方税統一QRコード活用を含む）に関する令和4年度予算要求の状況（市区町村）（9月末現在）

9月末時点で予算要求済	73団体（4.2%）
10月以降予算要求予定	1,585団体（91.0%）
その他	83団体（4.8%）

「その他」団体の回答

- ・ システム改修内容をベンダーと調整中であり、詳細が分かり次第、予算要求予定。
- ・ 令和4年度当初予算に計上するか、補正予算で対応するか検討中。
- ・ 現在、税務システムの調達手続きを進めており（令和5年4月以前に稼働開始予定）、地方税共通納税システムの対象税目拡大についても、その中で対応を見込んでいる。

# MPN推進協議会および運営機構における対応状況の報告

2021年10月初旬時点における対応事項およびその状況は以下のとおりです。

項目	関係機関	内容
1 一括伝送方式に新たに対応する金融機関に対し、導入手順の提示などの支援(運営機構)	金融機関	導入手順については、MPNへの接続に係る仕様と試験日程を提示します。仕様については、全国地方銀行協会、第二地方銀行協会主催の全行説明会への参加、各業態代表向け説明会(全銀協取りまとめ)を実施(資料3-2)。(試験日程は2のとおり) なお、「QR読取～情報入力」の処理フローについては、MPNとして仕様を定める部分ではないため、どのような方法(窓口対応、バックオフィス対応等)を採用されるかは各金融機関における経営判断も踏まえつつ、実現に向けた対応をお願いいたします。(MPNの仕様に係る照会には引き続き運営機構にお寄せください。)
2 MPN接続試験日程の調整(運営機構)	地方税共同機関	地方税共同機関、金融機関が参加し、各機関がMPNの機能仕様を満たしていること、地方税共同機関と金融機関の間の処理に問題ないことを確認する接続試験を行う。実施時期の詳細(2022年10月および2023年1月を予定)、実施方法(実施機関、受付方法)などについて、地方税共同機関と調整していく。
3 地方税統一QRコード格納項目から一括消込データの組み立てについて(運営機構)	金融機関 地方税共同機関	金融機関からの照会を受けてQAを取りまとめた資料を作成した(資料3-3)。
4 地方税共同機関と金融機関の契約に関する書式の更新(推進協議会)	地方税共同機関	現在、地方税共同機関と金融機関の収納委託契約は、推進協議会の契約支援機能(D方式)を使用し、以下の規則、書式をMPNで定めている。そのため、地方税共同機関の検討後に必要な書式等について、その更新を進める。 ・地方税共同機関の収納事務に関する委託規則 ・申込書、追加・変更申込書 ・承諾・回答書、承諾・回答書(追加・変更分)
5 MPN未導入団体におけるMPN標準帳票準拠の帳票の使用(推進協議会、運営機構)	地方税共同機関	MPN未導入団体がMPN標準帳票の仕様を使用される場合(MPN標準帳票の大きさ、QRコードなどの印字位置などを使用する)における、MPN標準帳票との誤認防止のための注意点(Pay-easyマークの使用禁止など)のとりまとめを検討している。



# ペイジー収納サービス 地方税QRを利用する一括伝送方式の導入

第0.3版(2021年10月)

日本マルチペイメントネットワーク推進協議会・運営機構

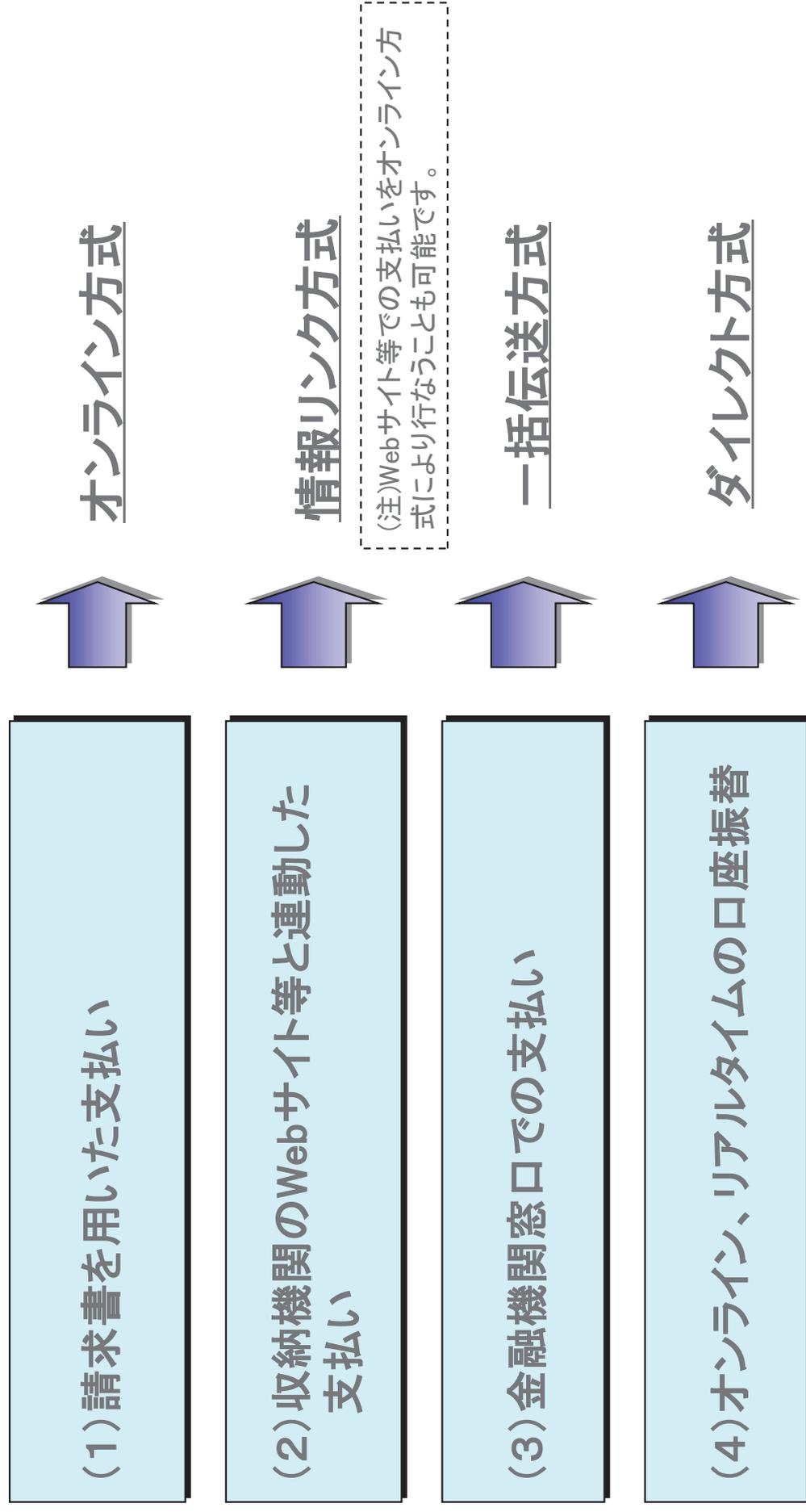
# (変更履歴)

## 0.2版から0.3版での変更箇所

変更箇所	変更前	変更後(下線部が変更箇所)	変更理由
1 1.2 4方式の特徴の比較 >一括伝送方式	・支払いを行った日の翌営業日中までに、支払日ごとに送信する。同一日に複数回送信することも可能。 ・一括消込データをファイル転送で送信	・MPN標準スケジュールでは、支払いを行った日の翌営業日中までに、支払日ごとに送信する(当事者間の事前取決により変更可能)。 ・同一日に複数回送信することも可能(上限は999回)。 ・一括消込データをファイル転送で送信	・一括消込データの送信時に「支払日ごと」とすることはシステムの的な制限ではないことから、記載を修正する。

## 1.1 ペイジー収納サービスの4つの処理方法

ペイジー収納サービスにおける使用場面と代表的な処理方法を示します。



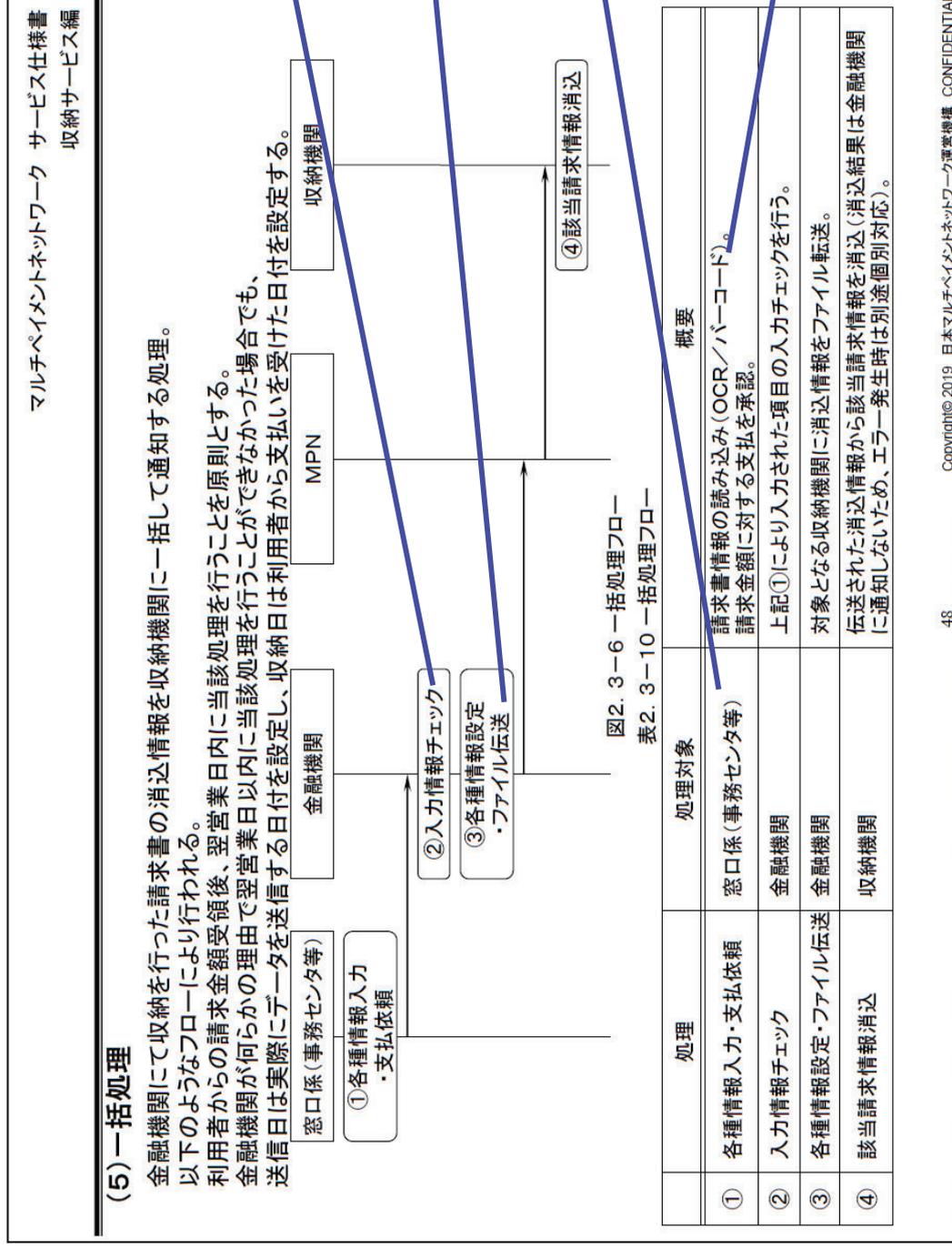
## 1.2 4方式の特徴の比較

4方式を比較すると以下となります(収納機関が地方団体の場合)。

	オンライン方式	情報リンク方式	ダイレクト方式	一括伝送方式
<地方団体> 納付情報のMPN通信サーバへの登録	必要			必要ではない
金融機関からの照会処理	必要 (MPNキー4情報を送信)	不要 (収納機関Webサイトからの情報引継)		できない
金融機関からの消込処理	必要			
金融機関から地方税共同機構へ消込情報を送信するタイミング、データ種類、送信方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・納付後即時</li> <li>・消込依頼電文をオンライン送信</li> </ul>			<ul style="list-style-type: none"> <li>・MPN標準スケジュールでは、支払いを行った日の翌営業日中までに、支払日ごとに送信する(当事者間の事前取決により変更可能)。</li> <li>・同一日に複数回送信することも可能(上限は999回)。</li> <li>・一括消込データをファイナル転送で送信</li> </ul>
決済単位	収納日(X日)		収納日(X日) (請求金額の確定日(窓口の場合は領収印の日付、窓口以外の場合は、金融機関システムにより当日日付))	MPN取扱日(Y日) (MPNセンターが取扱いを行った日付)
幹事金融機関でない金融機関の資金決済幹事行との資金決済日	X+2日 (X+3日に地方税共同機構の幹事金融機関は地方税共同機構座への入金を行う)			Y+2日 (Y+3日に地方税共同機構へ入金)
金融機関チャネルとの組合せ	IB、ATM、窓口	IB	(不要。但し、事前の口座振替契約が必要)	窓口
地方税共同機構での採用状況	稼働済み			令和5年4月から

## 2. 仕様上の処理フローについて

- 一括伝送方式については、MPNの仕様書では以下の処理フローを規定しています。
- ✓ コード(OCR、QR)の読み込方法や場所は定めておりません。
- ✓ そのため、事務センタ等へ運搬したうえで決済を読み込む、店舗で決済のイメージデータを作成し事務センタへ伝送のうえ読み込む、窓口でQRを読み込むなど、各機関で最適な方法を構築できます。



## 2. 仕様上の処理フローについて

一括伝送方式で必要な処理は以下となります(まとめて一括消込処理といたします)。

- ① 各種情報入力・支払依頼 : 金融機関(窓口係・事務センター等)
- ② 入力情報チェック : 金融機関
- ③ 請求金額振替 : 金融機関
- ④ 各種情報設定・ファイル転送 : 金融機関
- ⑤ 該当請求情報消込 : 地方税共同機構・地方団体

マルチペイメントネットワーク サービス仕様書  
 収納サービス編

(出典) サービス仕様書 収納サービス編 P115~118  
 2.4 処理詳細 2.4.1 処理フロー(2) 一括伝送方式による収納サービス処理フロー

表2.4-6 一括消込処理入力項目

入力処理項目	入力処理	概要	一括伝送
消込先収納機関情報		消込対象となる収納機関を表す情報	○
収納日	窓口係(自動的に設定する場合もある)	請求金額を確定(※1)するための日付(領収印の日付。何らかの理由で本来のスケジュールで一括消込データを送信できなかった場合も、利用者から支払いを受けた日付を設定する)	○
他店券金額		他店券により支払いを行った場合は、該当金額の入力を行う。	○
印紙税対象判定		支払済通知等から印紙税対象か否かを判定。	○
延滞金額		延滞金額(延滞金を受領した場合(※2))	○
OCR/バーコード情報	窓口係	請求書から読み取りを行うOCR/バーコード情報(金融機関が、当データから支払先収納機関等の個別の情報を読み込んで用いる)	◎

(※1) 詳細は「2.5.1(1)(A)各日付に関する詳細」参照

(※2) 延滞金額を手入力する処理は誤りが発生する可能性が高いため、この方式により行うことは推奨しない

◎ : 入力必須 ○ : 条件が成立する場合は入力

サービス仕様書では、金融機関窓口係が入力処理を行うことを想定の記事ですが、この処理に限定するものではありません。

## 2. 仕様上の処理フローについて

(続)

マルチペイメントネットワーク サービス仕様書  
 収納サービス編

②入力情報チェック  
 前記①により窓口係が入力した情報のチェックを行う。

③請求金額振替  
 該当金額を別段口座等に振替する等の処理を行う。

④各種情報設定・ファイル転送  
 消込通知データに必要となる情報を金融機関が設定し、ファイル転送を行う処理(項目の詳細はインタフェース仕様書を参照)。

データ名：一括消込データ  
 識別コード：MPN01  
 インタフェース仕様書  
 P5-79 5.10 一括伝送  
 方式

表2.4-7 消込通知データ項目

項目概要	入力処理	概要	一括
収納機関コード		消込先収納機関コード	◎
支払方法		現金/口座振替のいずれかの支払方法の種類	◎
収納金額	窓口/金融機関システム	実際の収納金額	◎
他店券金額		支払方法として他店券金額を選択した場合の該当金額。	○
印紙税額		該当請求書が印紙税対象である場合の印紙税額。	○
収納日		請求金額を確定するための日付(領収印の日付)	◎
OCR/バーコード情報		請求書から読み取りを行うOCR/バーコード情報(金融機関が、当データから支払先収納機関等の個別の情報を読み込んで用いる)	◎
収納金融機関情報	金融機関システム	自機関を表す情報(金融機関コード、店舗コード等)	◎
金融機関取扱日(送信日)		金融機関の勘定の日付に一致。	◎
入金日		幹事金融機関が収納機関に入金を行う日付	◎

◎：設定必須 ○：条件が成立する場合は設定必須

⑤該当請求情報消込  
 転送された請求情報を収納機関側において受信し、消込を行う処理。  
 (消込エラー(支払済等)が発生した場合でも、その結果を返却することはできない)

## 3-1. QR一括伝送方式の必要機能について

No1以降は、読取対象がQRであってもOCRであっても一括伝送方式に求められる機能です。

No	要素	求められる機能	検討観点
0	QR読取装置の導入	納付書に印字されているQRコードを読取り、必要なデータを抽出する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・読取場所をどこにするか(店舗か、事務センター等か)</li> <li>・既存のOCR装置が転用できるか(OCR装置のソフトウェアに機能追加ができるか、機器入替えが必要か。)</li> </ul> <p>&lt;未確定要素&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・MPN標準帳票、カク公帳票のほか、団体独自帳票(圧着はがきも含む)にもQR印字されるため、帳票の大きさやQRの読取り位置といった読取装置への設定が複数必要かもしれない。</li> </ul>
1	情報入力・支払依頼	窓口係はQRコードから読込んだデータを元に利用者(納税者)からの支払いを受領します。	<p>&lt;注意事項&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・QRコードにより対応する場合は、いずれの地方団体の帳票も収納可能となります(共通納税システム経由の納付は指定金融機関制度の例外になる)</li> <li>・QRが印字されたMPN標準帳票が窓口を持ち込まれた場合(注)で、OCR情報やMPNのキー情報を利用して、OCR一括処理や窓口オンライン処理をするときは、引き続き、自機関が指定金融機関もしくは指定代理金融機関であることの確認が必要。</li> <li>(注)既にMPNを導入している地方団体は、既存印字情報(MPNのキー情報(収納機関番号、納付番号、確認番号、納付区分)、OCR情報)と、QRコードの両方を印字した帳票を発行できます(取りまとめP9の※)</li> </ul> <p>&lt;未確定要素&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・QRが印字されたMPN標準帳票が持ち込まれた場合に、QR一括伝送(=地方税共同機構へ納付)か、OCR一括伝送(=各地方団体へ納付)か、金融機関が選択できるか。</li> </ul>

## 3-2. QR一括伝送方式の必要機能について

(続)No5はオンライン方式導入済み金融機関であれば、対応済みです。

No	要素	求められる機能	検討観点
2	入力情報チェック	No1で作成したデータをチェックする	
3	請求金額振替	利用者が支払いをした金額を確保する(別段口座等に入金)。	
4-1	各種情報設定	<ul style="list-style-type: none"> <li>一括消込データ(MPN01)を作成する</li> <li>データレコードの作成</li> <li>サブファイルの作成</li> <li>転送ファイルの作成</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>QRデータ項目04をデータレコードの項番5「収納識別情報」にセットします。</li> <li>(詳細:インタフェース仕様書 P5-79 5.10 一括伝送方式)</li> </ul>
4-2	ファイル転送	MPNセンターへ一括消込データを送信する	<p>MPNセンターと直接接続している金融機関はファイル転送機能は構築され、日次・月次の還元データの送受信に使用されています。</p> <p>共同利用センターを利用されている金融機関は共同利用センターにご確認ください(MPNセンター～共同利用センター間のファイル転送機能は構築されています)。</p> <p>&lt;未確定要素&gt;</p> <p>金融機関共同センターは2社なので、運営機構がヒアリングを行い、結果を情報提供することも検討する。</p>
5	資金決済	資金決済幹事行(みずほ銀行)から全銀ネットを通じて雑為替(請求・付替)により決済する	<ul style="list-style-type: none"> <li>オンライン方式による取扱資金と合算され、決済されます。</li> <li>一括消込データのMPNセンター取扱日をY日とし、Y+2営業日に決済します。</li> </ul>
6	納付済通知書の保管	最低5営業日保管する	<p>&lt;未確定要素&gt;</p> <p>MPN仕様では、最低保管期間のみ定めています。5営業日以上とする場合は、金融機関の任意、もしくは地方団体との個別の取り決めとなると思われます。</p>

# 4. QRのデータ項目と一括消込データの項目の関係

検討中のQRコードのデータ項目(案)とMPN既存のOCR印字事項は完全に互換していません

## QRコード規格取りまとめ資料より引用

地方税統一QRコードには、納付時に活用するもの(納付画面における案件確認等)、納付情報をeLTAXを経由して地方団体に送付するために必要なもの、地方団体ににおける消込みに必要なものを盛り込んだ上で、将来的な拡張性も考慮し、次の項目を格納する。

項番	項目	文字種	桁数	内容
01	仕様バージョン(JPQR関係)	半角数字	2	"01"を設定
02	動的・動的フラグ(JPQR関係)	半角数字	2	"12"(動的/請求書払い)を設定
03	宛先情報(JPQR関係)	半角数字	5	地方税共同機構識別符号 "13800"
04-1	チェックディジット	半角数字	2	
04-2	地方税共同機構の口座番号	半角数字	11	便宜的にALL0を設定
04-3	払込金額	半角数字	11	今納付額合計
04-4	払込手数料の加入者負担/払込者負担	半角数字	1	手数料の負担者を識別する項目。"2"(加入者負担)を設定
04-5	機関ID(収納機関番号)	半角数字	5	地方税共同機構をMPNの収納機関とする番号 "13800"
04-6	印紙税の要否の別	半角数字	1	領収書への印紙の要否を識別する項目。"0"(不要)を設定
04-7	税目・料金(納付区分)	半角数字	3	税目を識別するための税目/料金番号
04-8	拡張領域	半角数字	5	便宜的にALL0を設定
04-9	チェックディジット	半角数字	2	
04-10	案件特定キー	半角数字	20	地方団体が付番する案件特定キー番号
04-11	確認番号	半角数字	6	地方団体が付番する確認番号
04-12	eLTAX利用領域	半角数字	1	"0"を設定
04-13	団体番号	半角数字	5	地方公共団体コード
04-14	税務事務所コード	半角数字	3	税務事務所コード
04-15	拡張領域	半角数字	7	便宜的にALL0を設定
05	課税年度	半角数字	4	当該納付案件の課税年度(西暦4桁)
06	対象年度	半角数字	4	当該納付案件の対象年度(西暦4桁)
07	期別	半角数字	2	01=1期、02=2期、...
08	納期限	半角数字	8	当該納付案件の納期限 YYYYMMDD
09	支払期限	半角数字	8	QRコードを活用した支払期限 YYYYMMDD
10	拡張領域	半角数字	85	便宜的にALL0を設定
11	チェックディジット(JPQR関係)	半角数字	5	

※ 04-1から04-15までは、MPN一括伝送方式で使用される83桁のルールに準拠している。

払込取扱票へのOCR印字事項、桁数及び印字順序  
(標準帳票ガイドライン別紙 P14)

OCR行	項目	桁数	備考
	C D	2	計算方法は別紙 1.5 参照
	口座番号	11	
	払込金額	11	
ア	払込料金負担区分	1	払込料金払込入負担の場合: 「0」 払込料金加入者負担の場合: 「2」
上段 (1行 目)	収納機関番号	5	オールゼロは設定しないこと。
	印紙税区分	1	印紙税を負担しない場合: 「0」 印紙税を負担する場合: 「1」
	税目・料金番号	3	
イ	加入者使用桁	5	使用しない場合: 「0」
中段 (2行 目)	C D	2	計算方法は別紙 1.5 参照
	加入者必要項目	42	左詰め印字とし、残りは0印字とする

QRコードの項番04の各項目、文字種の属性、合計桁数はMPNの既存仕様と完全に互換している。

## 5. 一括伝送方式開始(追加)に関するMPNへの費用

### 1. MPN接続試験費用

オンライン方式を実施いただいている金融機関が一括伝送方式を追加する場合、接続試験要領で規定する「入力方式の追加」に該当し、以下の試験が実施対象となります。

No	MPNセンターへの接続形態	試験工程			備考
		機能試験	オンライン実試験	クリアリング確認試験	
(1)	個別接続型	必須	必須	任意	
(2)	共同利用センター型	-	必須	任意	
	試験費用 (税別、1コマあたり)	75,000円	60,000	100,000円	地方税共同機構および参加金融機関が1機関の場合の合算費用 予備日を使用した場合は、別途に1コマ分の費用が発生する。

#### <補足>

・接続試験時には、MPNへの試験費用のほか、共同利用センター利用の金融機関は、同センターへの費用が発生します。

#### <未確定要素>

- ・MPN接続試験実施要領上、任意となっている試験工程(クリアリング確認試験)の実施要否は金融機関および地方税共同機構で決定いただくこととなります。
- ・試験費用の地方税共同機構と金融機関の分担比率は、今後、決定されることになると思われます。

## 5. 一括伝送方式追加に関するMPNへの費用

2. MPNセンタの処理料
  - ✓ 金融機関が、収納サービスのセンタ処理料としてMPNセンタに支払う料金。
  - ✓ 「基本料金(月額固定)」+「従量料金」で構成され、一括伝送の従量料金は以下のとおり。
  - ✓ 基本料金は、MPNセンタへの接続に係る費用として設定されており、MPN導入済み金融機関であれば、一括伝送方式追加に伴って新たに発生することはありません。

3 一括処理データ伝送 (収納サービス) 処理料		
料金種別	単 位	料 金 額
処理料	1か月の処理件数のうち5万件までの部分について処理件数1件につき	4円
	1か月の処理件数のうち5万件を超え50万件までの部分について処理件数1件につき	3円
	1か月の処理件数のうち50万件を超え100万件までの部分について処理件数1件につき	2円
	1か月の処理件数のうち100万件を超え200万件までの部分について処理件数1件につき	1円
	1か月の処理件数のうち200万件を超える部分について処理件数1件につき	0.5円
	備考	

(出典)データ通信サービス契約約款 [マルチペイメントネットワークサービス編]  
第1表 料金(センタ一設備に関する料金)

(補足)  
収納金融機関が受取る収納金融機関手数料の取決めには、MPNは関与しておりません。

## 6. 運用での検討項目

一括伝送方式の取扱開始にあたり、収納機関と事前に協議していただくとしている事項です。  
 <未確定事項>

本対応における協議先は、今後決まっていくものと思われれます。

(出典) サービス仕様書 (収納サービス編) 補足説明資料

No.	事項	内容	主な取決事項
1	運用ルール	<p>金融機関が収納機関に送信する一括伝送データ(消込データ)は、利用者が支払いを行った日の翌営業日中までに支払いが行われた日ごと1ファイル送信することを運営機構規定の標準スケジュールとする(同一日に複数回送信することはできません)。</p> <p>但し、営業店舗の地理的要因等で一部の収納金について標準スケジュールに沿って送信することが難しい金融機関の場合、特に送信期日について予め収納機関と取り決める。</p> <p>同時に、データ送信を行なうことが可能な時間帯についても収納機関と金融機関で予め取り決めておく。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆送信期限</li> <li>◆送信時間帯</li> <li>◆送信回数</li> </ul>
2	運用ルールを守れない場合の運用方法	<p>以下に例示する様に前項で取り決めした運用ルールを守れない状況が発生した場合の運用方法を事前に取り決める。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・送信期限内に消込データを送信できない(送信遅延)</li> <li>・規定の送信回数を超えて消込データを送信する(追加送信)</li> </ul> <p>迅速に収納機関に消込データを通知するという観点から、上記事象が発生した場合、金融機関で送信可能となったタイミングで順次送信を行うことを基本とする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆送信遅延発生時の運用方法</li> <li>・送信タイミング</li> <li>・連絡要否</li> <li>・連絡方法</li> <li>・連絡内容(※運営機構で定める標準様式を使用することも可)</li> <li>◆追加送信が発生した場合の運用方法</li> <li>・送信タイミング</li> <li>・連絡要否</li> <li>・連絡方法</li> <li>・連絡内容(※運営機構で定める標準様式を使用することも可)</li> </ul>

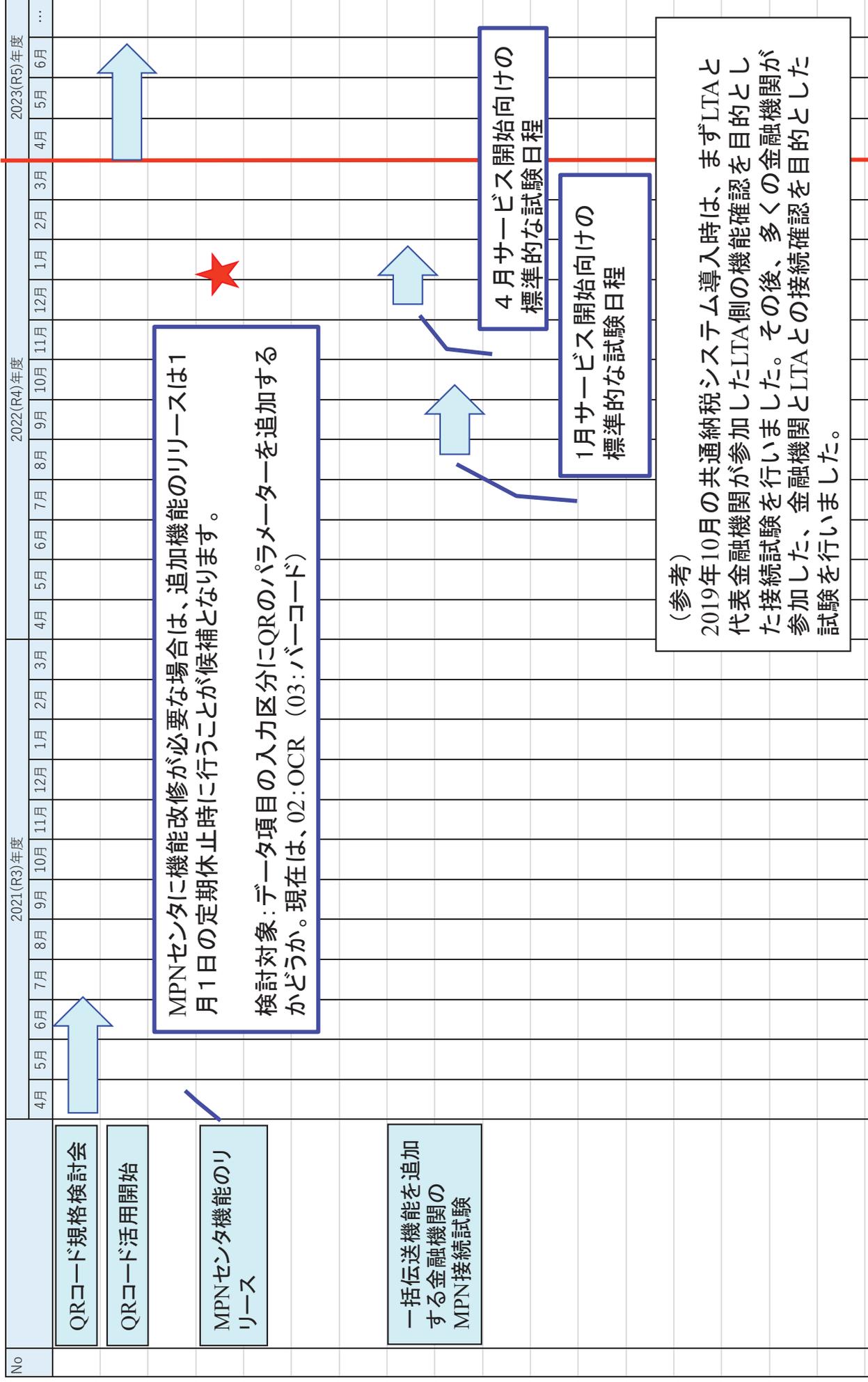
## 6. 運用での検討項目

一括伝送方式の取扱開始にあたり、事前に協議していただくとしている事項です。  
サービス仕様書（収納サービス編）補足説明資料

No	事項	内容	主な取決事項
3	エラーが発生した場合の運用方法	<p>一括伝送データ（消込データ）を収納機関で処理する際、稀なケースと考えられるものの、以下に例示する状況においてエラーが発生することが想定される。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・既によりモトチャネルで支払いされた請求書が再度金融機関窓口を持ち込まれた場合</li> <li>・金融機関窓口で支払いされた後、収納機関で請求金額変更、その他の変更があった場合</li> <li>・金融機関でOCR誤読が発生し消込データに誤りが存在する場合</li> </ul> <p>当該ケースでは受領した収納金につき収納機関が利用者個別に対応することとするが、収納機関でエラー原因を特定できない場合は金融機関に調査依頼を行うこととなる。その際の調査依頼・回答手順について収納機関と金融機関で事前に取り決めしておくこととする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆調査依頼手順・回答手順</li> <li>・連絡方法</li> <li>・連絡内容（※運営機構で定める標準様式の使用を推奨）</li> <li>・回答期限</li> </ul>

# 7. MPN接続試験スケジュール(案)

仮案であり、今後、地方税共同機構や関係各所と調整を行う予定です。



地方税統一QRコードを利用した収納サービスのMPN一括消込サービスのセット内容について (2021年10月)

日本マシナリネットワーク運営機構

■MPNネット一部【一括消込サービス】(IF仕様書 表5. 1.0. 2 - 1)

項番	項目	属性	設定内容
1	コード識別子	an7	・MPN△HIDR (△はスペース)
2	サービス識別コード	an5	・一括消込サービスの識別コード ・MPN01
3	居住向けサービスコード	an10	スペース
4	住向けサービスコード	an10	送信元金融機関又は共同利用サービスのサービスコード
5	送信日	n8	金融機関送信日付
6	MPN取扱日	n8	オールゼロ
7	口座振替サービス伝送サービス用情報		未使用
8	コード長	n3	20
9	特事金融機関収納区分	n1	1: 特事金融機関のみ、0: それ以外
10	予備	n95	スペース

金融機関からの照会および回答 (黄色網掛けは確認中のもの)	
MPNサービスが地方税共同機構へ転送時に設定する	⇒MPNサービスが地方税共同機構へ転送時に設定する
送信先収納機関または共同利用サービスのサービスコード	⇒送信先収納機関または共同利用サービスのサービスコード
MPNサービスがMPNサービスを処理した日付	⇒MPNサービスがMPNサービスを処理した日付
統一QRの場合は何を入力するか?	⇒統一QRの場合は何を入力するか?
⇒ALL半角スペース	
⇒みずほ銀行およびゆうちょ銀行以外は「0: それ以外」	

■サービス【ネット一部】(IF仕様書 表5. 1.0. 2 - 2)

項番	項目	属性	設定内容
1	サービス区分	n1	・1: ネット一部
2	サービス識別コード	an5	・MPN01: 一括消込サービス
3	サービス区分	n1	・0: JIS
4	収納機関コード	an8	・収納機関の機関コード
5	金融機関コード	n8	・収納金融機関の機関コード
6	入金日	n8	・収納機関が民間の場合: 取り決めた入金日を設定 ・収納機関が地公体の場合: オールゼロを設定
7	納付金区分	n2	・01: 一般料金 ・02: 地方税、地公体料金
8	金融機関任意情報	an10	・金融機関が任意に使用可能 (未使用時はスペース) ※サービスの識別として使用する場合、事前に収納機関と取り決める。
9	予備	an157	スペース

金融機関からの照会および回答	
地方税共同機構の収納機関番号でよいのか?	⇒13800000となります。
地方税共同機構の場合も「ALL ZERO」でよいのか?	⇒ご認識のとおりです。
統一QRの場合は何を入力するか?	⇒02をセットする
⇒ALL半角スペース	

■サービス【ネット一部】(IF仕様書 表5. 1.0. 2 - 3 b およびQR規格取りまとめ資料(青色網掛け部))

項番	項目	属性	設定内容
1	サービス区分	n1	・2: サービスコード
2	サービス区分	n2	・10: 一括伝送方式
3	納付金区分	n2	・02: 地方税、地公体料金
4	入力区分	n2	・金融機関事務サービス等における入力方式 ・02: OCR (03: パーコード)
5	収納識別情報	an90	利用者、請求書等を特定するためのキー情報 (OCR情報を読み取り1段目、2段目の順で設定)
04-1	サービスコード	2	04-1 サービスコード
04-2	記号番号	11	便宜的にALL0を設定
04-3	払込金額	11	今回納付額合計
04-4	料金負担区分	1	手数料の負担者を識別する項目。2: (加入者負担)を設定
04-5	機関ID (収納機関番号)	5	地方税共同機構をMPNの収納機関とする番号13800
04-6	印紙税の要否の別	1	領収書への印紙の要否を識別する項目。0: (不要)を設定
04-7	税目・料金 (納付区分)	3	税目を識別するための税目・料金番号
04-8	拡張領域	5	便宜的にALL0を設定
04-9	サービスコード	2	04-9 サービスコード
04-10	案件特定キー	20	地方団体が付番する案件特定キー番号
04-11	確認番号	6	地方団体が採番する確認番号
04-12	ELTAX利用領域	1	0を設定
04-13	団体番号	5	地方公共団体コード
04-14	税務事務所コード	3	税務事務所コード
04-15	拡張領域	7	便宜的にALL0を設定

金融機関からの照会および回答	
統一QRの場合は何を入力するか?	⇒現時点では未定です。

項目	属性	設定内容
1	・9：エンブレコード	・ゾーンコード
2	n10	・全トラコーダのゾーンコード件数の合計
3	n15	・全トラコーダの収納金額合計の合計
4	an174	・ゾーン

■エンブレコード【一括返済ゾーン・合計値あり】(「仕様書 表5.10.2-5b」)

金融機関からの照会および回答
----------------

項目	属性	設定内容
1	・8：トラコーダ	・02：地方税、地公体料金
2	n2	・ゾーンコード件数
3	n8	・ゾーンコードの件数
4	n13	・収納金合計金額
5	n13	・納入額合計金額
6	n10	・延滞金合計
7	n16	・準備はオールゼロ
8	n13	・他店券金額
9	an124	・ゾーン

■ゾーンコード【トラコーダ・地方税、地公体料金用】(「仕様書 表5.10.2-4b」)

金融機関からの照会および回答
----------------

6	n11	・利用者から収納した金額 ・納付額+延滞金
7	n11	・OCR情報(またはバーコード情報)から読み取った金額
8	n8	・延滞金がある場合、金額を個別に設定 ・未使用時はオールゼロ
9	n12	・オールゼロ
10	n11	・他店券で支払われた金額を個別に設定 ・未使用時はオールゼロ
11	n6	・収納を行った金融機関の店舗を表すコード ・未使用時はオールゼロ
12	n8	・利用者から金融機関チャネルにおいて支払いを行った日付を個別に設定
13	n8	・金融機関事務センター等で入力処理を行った日付
14	n8	・金融機関処理日(項番13)における一通番号
15	n1	OCR情報から読み取り設定 ・0：利用者負担なし、1：利用者負担あり
16	n3	・税目・料金番号
17	an2	・取り扱いチャネルを設定する。 ・ゾーン：窓口、02：ATM
18	an14	・ゾーン

統一QRコードの場合は延滞金は不要でしょうか？
⇒延滞金の取扱いについては当事者間の契約によりですが、地方税統一QRからセットする場合、「納付額」としてQRコード格納金額(地方税統一QRコード格納項目の項番04-3払込金額)をセットする予定です(※再発行された場合など、本税と延滞金当該金額を「納付額」にセットする)。
統一QRコードから読み取った金額でしょうか？
⇒ご認識のとおりです。
一律セット不要(または0をセット)ということでしょうか？
⇒00000000をセットします。
MPN一括返済ルートでのインターネットバンク引、スワホ収納が許可されるでしょうか、セット方法は？
⇒(1)IB、スワホからの一括返済方式も許可されます(「ゾーン作成方法は各金融機関の判断となります」)。 ⇒(2)MPNサービスのシステム上はどのコードでも問題なく、オールゼロで問題ありません。利用される場合は実店舗、事務センター等で重ならない番号などを各金融機関で割り当ててください。
MPN一括返済ルートでのインターネットバンク引、スワホ収納が許可されるでしょうか、セット方法は？
⇒IF様書に従って金融機関事務センター等で入力処理を行った日付を設定してください
統一QRコードの場合は何をセットするのでしょうか？
⇒「0」：利用者負担なし(「2」：加入者負担)がセット (補足)統一QRコードの項番04.4「料金負担区分」には「2」(加入者負担)がセットされますので、本項番は同じ効果を意味する「0」：利用者負担なしとなります。
⇒MPNサービスが地方税共同機構へ転送時に設定する (ゾーンコードの収納識別情報のQR情報を読み取り設定)
MPN一括返済ルートでのインターネットバンク引、スワホ収納が許可されるでしょうか、セット方法は？
⇒要検討(地方税共同機構に対応を相談する)

# 運用開始に向けた課題等について

## 地方税共通納税システムにおける一括伝送方式への対応

○ 本検討会においては、地方税統一QRコードの活用開始に向け、関係機関間で調整が必要な事項等について検討・情報共有を行う。

### <第1回>

- ・ 納入済通知書等の保管期間・保管方法
- ・ 「支払期限」経過後の取扱い
- ・ 地方税統一QRコード以外のQRコードの印字について

### <第2回>

- ・ 一括伝送データの送信期限等
- ・ 金融機関における読取りテスト
- ・ QRコード破損等による読取りエラー時の処理方法
- ・ 制度改正対応について

※ 上記のほか、一括伝送方式の対応に係る取扱い条件については、地方税共同機構において検討の上、MPNの契約ルールに基づき各金融機関に開示予定（早期に開示できるように検討中）。

## 一括伝送データの送信期限等(考え方)①

＜現行地方税共通納税システムにおける納付情報の連携＞

- 現行の地方税共通納税システム(MPNの情報リンク方式、ダイレクト方式及びオンライン方式を活用)においては、納税者が支払いを行った日に納付情報がeLTAXに連携され、その翌営業日に地方団体に連携されている。上記方式については、一括伝送方式導入後も、引き続き現行の取扱いを継続する。

＜地方税統一QRコード活用(MPNの一括伝送方式を活用)時の納付情報の連携＞

- MPNの様書において、一括伝送データの送信期限については、次のとおり規定されている。

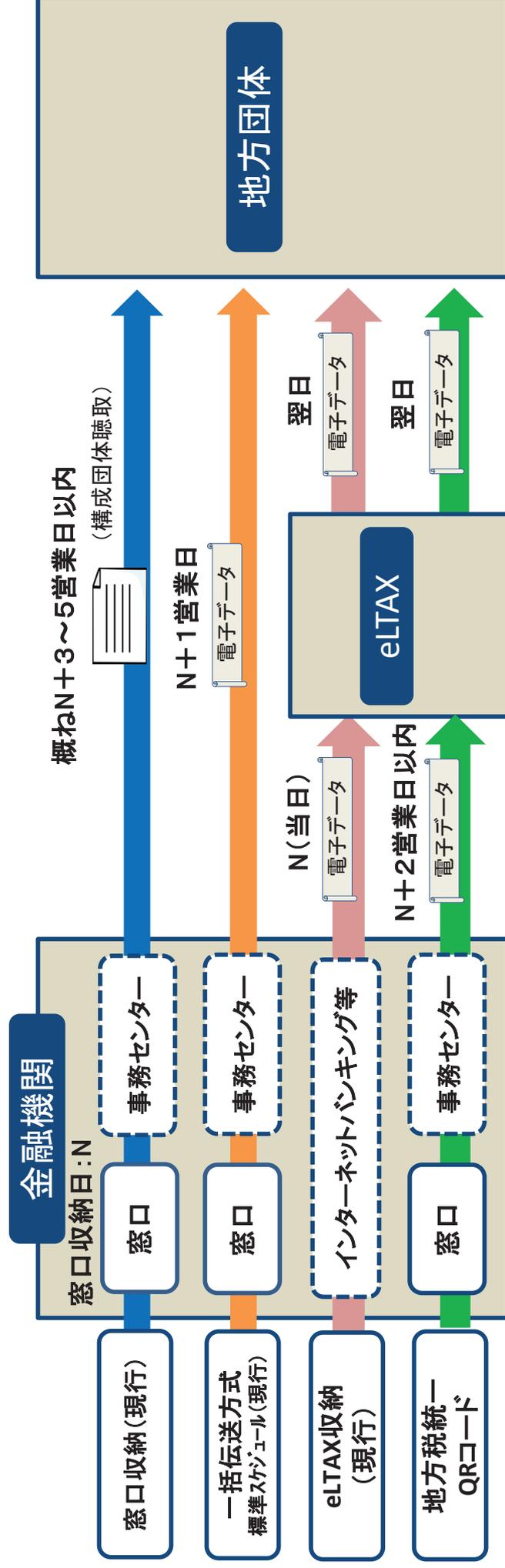
- ・ 金融機関が収納機関に送信する一括伝送データは、利用者が支払いを行った日の翌営業日中までに支払いが行われた日ごとに送信することを標準スケジュールとする。
- ・ ただし、営業店舗の地理的要因等で一部の収納金について標準スケジュールに沿って送信することが難しい金融機関の場合、特に送信期日についてあらかじめ収納機関と取り決める。

- 地方団体においては、納付が確認された案件について、督促状の発行停止、納税証明書の発行等を行っており、納付情報を可能な限り早期に受領する要請が強い。
- 一方、金融機関においては、事務センター等でQRコードの読取りを行う場合、納付書を事務センター等へ郵送することから、納付情報の送信までに一定の期間を要することが想定される。
- 上記を踏まえ、地方税統一QRコードを活用した収納に係る一括伝送データの送信期限については、次ページのとおりとする。

## 一括伝送データの送信期限等(考え方)②

- 金融機関がeLTAXに送信する一括伝送データは、納税者が支払いを行った日の2営業日後までに送信することを標準スケジュールとす。ただし、金融機関におかれは、納税者の利便性向上の観点から、現行のMPN仕様を踏まえ、利用者が支払いを行った日の翌営業日中までに送信することに努めていただきたい。
- 営業店舗の地理的要因等により、一部の収納金について標準スケジュールに従って送信することが難しい場合、当該標準スケジュールに従うことが困難な案件の分に限り、納税者が支払いを行った日の5営業日後までに送信することとする。やむを得ず5営業日を超す事象が発生した場合には、金融機関は該地方団体に対し、その旨を連絡する(連絡方法等は要検討)。  
 ※ 全国に多数の店舗を有しているゆうちょ銀行については、例外的な取扱いを検討予定。
- なお、地方団体に対しては、従前の取扱いと同様、金融機関が一括伝送データをeLTAXに送信した日の翌営業日に納付情報ファイルにて納付情報が連携される。

### <金融機関収納情報の到達期日>



## QRコード活用金融機関窓口納付における納入済通知書等の取扱い(考え方)

### ※第1回資料から赤字のとおり修正

- 地方税統一QRコードを活用したeTAX経由の収納に係る納入済通知書等の取扱いについては、各地方団体と各金融機関の個別協議ではなく、地方団体から収納事務を受託する地方税共同機構と各金融機関との取決め事項となる。
  - 両者においては、地方団体における消込みや、一定期間経過後の地方団体からの照会に確実に対応する観点から、納入済通知書等の取扱いを検討することが必要であり、次のような取扱いとする。
    - ・ eTAXを経由した収納については、特定のフォーマットに従った納付情報が電子的に送付されることから、金融機関から地方税共同機構・地方団体への納入済通知書の回付は不要。
    - ・ 金融機関は、地方税共同機構及び地方団体からの照会に確実に対応するため、納入済通知書記載事項(領収日付を含む。)の情報(※1)を数年間保管する。この場合において、保管の媒体は問わない。
  - ※1 納税義務者名等の全ての情報を保管することが望ましいが、最低限、一括伝送データに含まれる内容に係る情報については保管すること。保管のフォーマットや形式は問わない。
  - ・ 電磁的記録により保管する場合であっても、金融機関は、地方団体からの照会に備え、**一括伝送データ送信後**数日間程度(地方団体における消込が行われるまでの間)(※2)は、**納入済通知書・原符(※3)**本体又はイメージデータの保管が必要(※4)。
  - ※2 MPNの仕様では、最低5営業日の保管が必要とされている。
  - ※3 納入済通知書及び原符本体の双方を保管する必要性はないことから、納入済通知書を保管するルールとする。
  - ※4 金融機関窓口へ備え付けられた端末を使用し、納税者自らがQRコードの読み取り・納付操作を行う場合等、納入済通知書が金融機関の手元に残らない場合、納入済通知書本体又はイメージデータの保管を求めたものではない。
- これまで行われていた紙の納入済通知書の回付を行わず、また、紙の保管期間を必要最小限とすることにより、金融機関・地方団体双方の事務負担軽減につながる。また、金融機関における負担軽減は、ひいては、地方団体の徴税コストの低減につながることも期待される。

## 金融機関における地方税統一QRコードの読取りテスト(考え方)

- 地方税統一QRコードが印字された納付書については、地方税共同機構が収納事務を委託する金融機関において、指定金融機関先、収納代理金融機関等の地方団体の納付書のみならず、全地方団体の納付書を受け付ける。
  - この場合、金融機関における読取りの確実性の観点からは、全金融機関が、全地方団体が発行するQRコード付き納付書について読取りテストを行うことが望ましいとも考えられるが、物理的・時間的な制約等から現実的ではない。
  - このため、地方税統一QRコードの読取りテストについては、次のとおりとする。
    - ・ 各地方団体は、指定金融機関、指定代理金融機関、収納代理金融機関及び収納事務取扱金融機関に指定している全金融機関に対し、地方税統一QRコード付きの納付書を送付する(送付枚数等は、各金融機関から各地方団体に伝達)。
    - ・ 指定金融機関等において読取り可能であることの確認ができた場合、一般的に読取り可能な納付書であり、また、当該金融機関は他地方団体分も読取り可能とみなし、その他の金融機関における読取りテストは不要とする。
    - ・ ただし、地方団体・金融機関の双方が合意する場合において、一部の読取りテストを省略すること(※)及び追加的な読取りテストを行うことを妨げるものではない。
- ※ 例えば、収納代理金融機関等の契約を締結しているもの、当該地方団体の納付書の取扱件数が少ない場合などが考えられる。

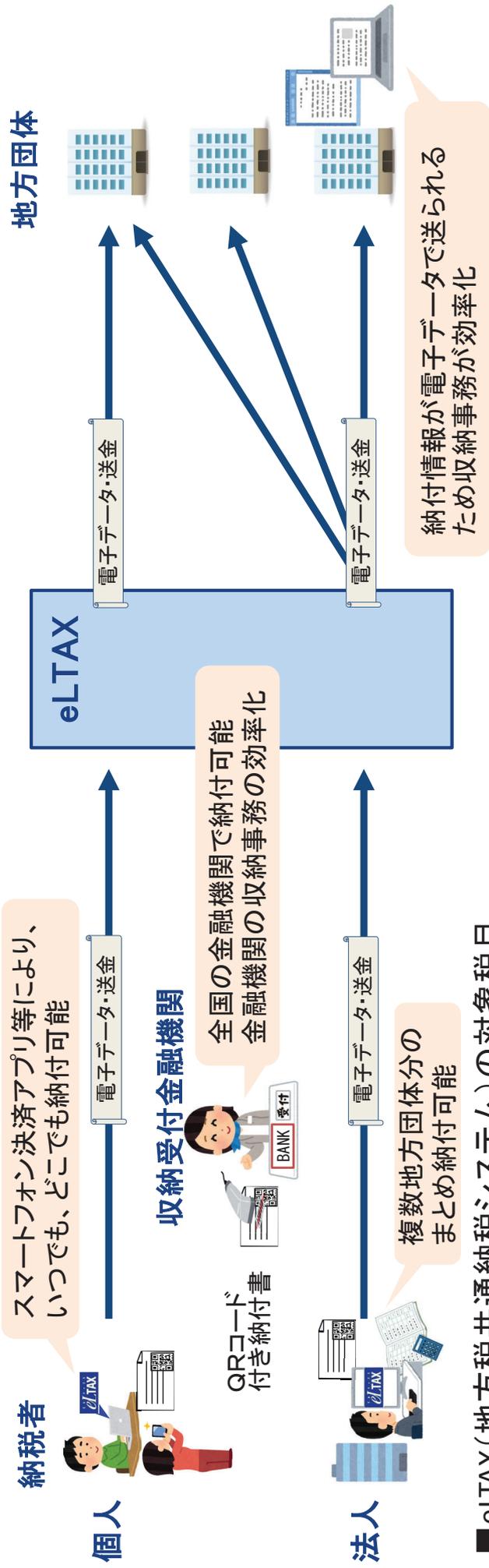
## QRコード破損等による読取エラー時の処理方法(考え方)

- 地方税統一QRコードを活用することにより、紙の納付書の金融機関から地方団体への回付が不要となるなど、金融機関・地方団体双方の事務負担軽減が見込まれる。
- QRコードの破損等によりQRコードの読取りができない場合の取扱いについても、紙のやり取りを避け、可能な限り簡素な方式とすることが重要であり、次のとおり取り扱う。
  - ・ 収納を受け付けた金融機関から地方団体に対し、読取り不可である納付書の特定に必要な事項を電子メールにて送信の後、電話連絡を行う。
  - ※ 電子メールにて伝達する事項：税目、案件特定キー、確認番号その他納付書特定のために参考となる事項
  - ※ 各地方団体の連絡先を各金融機関に共有する仕組みは、別途検討。
- ・ 当該地方団体は、当該読取りができない納付書に係る地方税統一QRコードを生成し、当該金融機関に対し、当該QRコード及び83桁情報(格納項目の項番04-1から04-15)を受信した電子メールに返信するかたちで送付する。
- ・ 金融機関は、受信した情報をもとに一括伝送データを作成し、eLTAXに送信する。

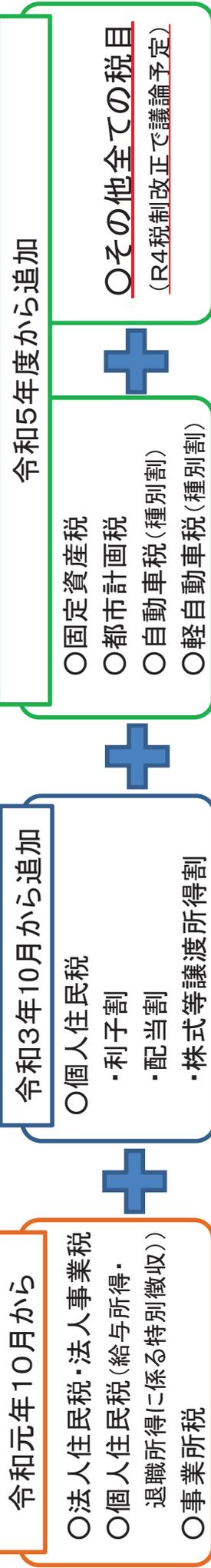
# eLTAX(地方税共通納税システム)を通じた電子納付の対象税目の拡大(案)

- eLTAX(地方税共通納税システム)を通じた電子納付は、主として法人を対象とする税目から順次、対象税目を拡大。令和3年度税制改正において、個人の納税者にも納付機会が多い固定資産税等4税目についても対象に追加。【令和5年度から。法令改正済】
- 今般、地方税統一QRコードを活用した納付に係る仕組みの構築に目途がついたことから、これを契機に、eLTAXを通じた電子納付の対象を全税目に拡大するため、所要の措置を講ずる。(R4税制改正で議論予定)

## ■ eLTAX(地方税共通納税システム)を経由した収納(イメージ)



## ■ eLTAX(地方税共通納税システム)の対象税目

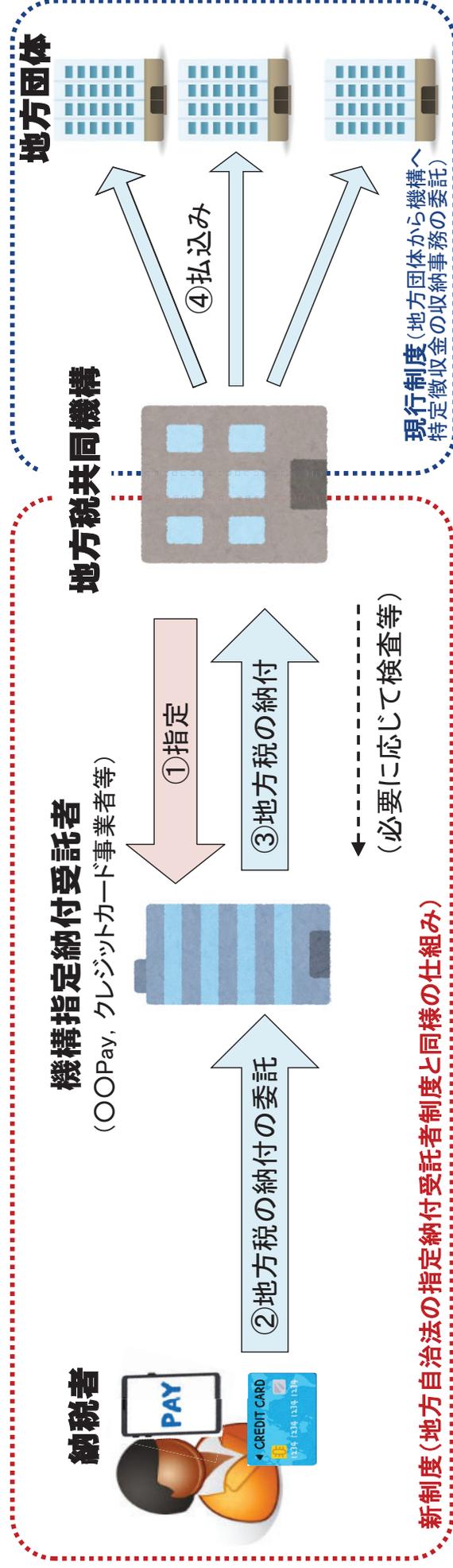


※確定税額通知分から順次、希望する地方団体が活用可能。

## eLAX(地方税共通納税システム)を通じた電子納付に係る納付手段の拡大(案)

- 現在、eLAX(地方税共通納税システム)においては、金融機関経由の納付(インターネットバンキング等)のみが可能。
- 今後、固定資産税等への対象税目拡大(令和5年度)と合わせ、新たな手段(スマートフォン決済アプリ、クレジットカード等)による納付を可能とするため、納税者が、地方税共同機構が指定する者を経由して納付することができるよう所要の措置を講ずる。(R4税制改正で議論予定)

### ■ eLAX を通じた電子納付に係る新たな納付手段(イメージ)



- ※ 機構指定納付受託者が指定日までに納付(③)した場合には、委託(②)の日によって、納税者から納付があったものとみなす。
- ※ 機構指定納付受託者が指定日までに納付しなかった場合には、地方団体は機構指定納付受託者に対して強制徴収を行う。

# 今後のスケジュール(想定)

		3 年度												4 年度						5 年度						
		6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6
検討会					①	②	③	...	(順次開催)																	
全体	★QR統一規格取りまとめ・公表 ★税制改正 ★法令改正																									
地方団体	・ 税務システム仕様調整 ・ 令和4年度予算要求 ※見積参考資料など必要な情報はLTAから提供																		eLTAX との 連動試験							
共通納税 システム																										
eLTAX	システム仕様調整																									
	システム開発																									
スマホ操作 納付対応	システム仕様調整																									
	システム開発																									
金融機関・MPN	システム仕様調整																									
	システム開発																									

eLTAXとの連動試験  
 ※MPNの定期試験スケジュールを参考に、2回開催を前提に検討  
 (実施時期・参加機関等を今後、関係者と調整)  
 (1)LTA幹事金融機関を含む早期対応可能な金融機関 (10~11月頃)  
 (2)試験希望金融機関 (1~2月頃)

※その他必要に応じて関係機関による調整を行う。